平成２２年（フ）第３６１号
茨城県石岡市旭台３丁目２番３号
破産者　岩渕　雅敏（旧姓木下）
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７７３号
埼玉県飯能市大字中藤下郷703番地６
破産者　市川　陽児
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７７４号
埼玉県飯能市大字中藤下郷703番地６
破産者　市川実枝子
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７９５号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷69番地１　コーポ峰201号、前住所埼玉県北本市宮内２丁目56番地
破産者　山本　謙一
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８７号
埼玉県飯能市大字久須美261－１、住民票上の住所埼玉県飯能市大字下名栗544番地６
破産者　宮本　信夫
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２号
埼玉県所沢市小手指町４丁目15番地の５　パークアベニュー小手指406
破産者　川口　伸二
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８号
埼玉県狭山市富士見２丁目12番27号、前住所埼玉県狭山市入間川２丁目６番３号　503
破産者　増田　辰郎
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３３号
埼玉県川越市大字笠幡1645番地142
破産者　髙宮　正行
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４６号
埼玉県川越市上戸新町27番地14
破産者　田中　葉子
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成１９年（フ）第６０７号
愛知県一宮市八町通１丁目19番地
破産者　安藤　恭子
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６４９号
長崎県長崎市千々町234番地２、旧住所長崎県長崎市茂木町1998番地
破産者　上野　健一
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
長崎県長崎市深堀町３丁目142番地
破産者　濵口　　洋
1　決定年月日　平成23年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８０９号
札幌市東区北42条東１丁目１番21号　第３田中マンション８号
破産者　佐藤　　淳
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８号
札幌市中央区南３条西９丁目1000番地６　イオ南３条402号
破産者　工藤　一弘
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２２号
仙台市宮城野区萩野町３丁目19番地の１　メゾンド萩野町203、開始決定時の住所仙台市若林区大和町５丁目５番33―1101号
破産者　金澤　　博
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
宮城県栗原市築館字萩沢加倉59番地
破産者　大場　正喜
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第２０４号
千葉県柏市柏３丁目11―27　アーバンパルム柏408号、開始決定時の住所山形市小白川町５丁目22番27号
破産者　大風　忠行
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６７号
埼玉県幸手市栄４番７―106号、開始決定時住所山形県天童市中里７丁目３番33―203号　ｅ－環境山形ビル
破産者　土屋　義廣
1　決定年月日　平成23年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部